

九州頸髄損傷者連絡会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「九州頸髄損傷者連絡会」と称する。

(本部)

第2条 本会は、主たる事務所を大分県千代町 13-14 ユニバーサルマンション2階に置く。

(目的)

第3条 九州全域に在住する頸髄損傷者並びにそれに準ずる肢体不自由者の生活が明るく豊かなものになるため、相談、交流等を通じ日常的な介助や社会参加、親亡き後の問題等に共に向き合い、重度障害者がいきいきと自分らしい生活を実現できるよう活動をおこなっていく。

第2章 活動

(活動)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 頸髄損傷者の生活条件整備のための広範な活動
- (2) 会報の発行、情報・必用文献の提供
- (3) 親睦交流を深めるための集い、レクリエーション
- (4) 他団体との交流
- (5) 頸髄損傷者並びにそれに準ずる肢体不自由者の相談

第5条 本会は、頸髄損傷者にとって唯一の全国組織である「全国頸髄損傷者連絡会」の支部であり、したがって本会は、全国頸髄損傷者連絡会の本部および他の支部と連絡・協議のうえ、その活動を行うこととする。

第3章 会員および協力者・支援者

(会員)

第6条 本会は、正会員と協力会員から構成される。

(正会員)

第7条 本会は、頸髄損傷者およびそれに準ずる肢体不自由をもって正会員とする。

第8条 本会の正会員は、同時に全国頸髄損傷者連絡会の会員となる。

(協力会員)

第9条 本会は、頸髄損傷者およびそれに準ずる肢体不自由者以外の会員をもって、協力会員とする。

第10条 協力会員は、本会の役員となる資格を有し、本会の運営に関して発言権を有するが、議決権をもたない。

第11条 本会への入会を希望する者は、その旨を本会本部まで申し出、入会に必要な書類と年会費とを同本部に提出するものとする。

(協力者・支援者)

第12条 本会は、本会の趣旨に賛同し、共に考え、共に歩む多くの協力者・支援者（ボランティア）と協調し、有効な活動を推進していく。また本会は、その趣旨を広く社会に訴え、協力者・支援者の参加を積極的に働きかけていく。

第4章 役員

第13条 本会の直接的運営業務は役員会がこれを行う。

第14条 本会には以下の役員をおくものとする。

- (1) 会長1名
- (2) 事務局長1名
- (3) 編集部長1名
- (4) 会計1名
- (5) ボランティア部長1名
- (6) 会計監査2名

上記の部局の統廃合、および新たな部局の設置に関しては、役員会の権限において、これを行うものとする。

第15条 本会の役員は、会員の中から立候補、または推薦によって選出し、総会において出席者の過半数をもって承認されなければならない。

第16条 第14条に定めるところの各部局においては、必要に応じ部局員（各若干名）を各担当部長が任命し、役員会においてこれを承認することとする。ただし、重任は妨げないものとする。

(任期)

第17条 本会の役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げないものとする。

(辞任)

第18条 本会の役員は、身体的執務不能の場合においてのみ、辞任できる。

(欠員)

第 19 条 上記の理由によって、役員に欠員が生じた場合は、役員会の責任において年度末までその役割を代行する者を任命できるものとする。

第 20 条 本会の会長は、本会に一年以上在籍する者でなければならない。

第 5 章 会議

第 21 条 本会の会議は、総会、例会、役員会を以って行う。

第 22 条 本会総会は、本会の最高決議機関であり、年 1 回 4 月に開催する。

第 23 条 総会は、委任状を含む全正会員の 3 分の 1 の参加を以って成立し、その議決は出席正会員の過半数を以って行われる。

第 24 条 総会では次のことを審議する。

- (1) 会活動に関すること
- (2) 財務会計に関すること
- (3) 会長を含む役員の変更
- (4) 会則改訂に関すること

第 25 条 例会では、本会の活動に関することを協議する。

第 26 条 例会は、会員および協力者・支援者相互の交流の場としての役割を持つ。

第 27 条 役員会では総会、例会、その他、会の活動を円滑に行うための協議を行う。

第 28 条 役員会は、必要に応じて、会長が召集する。

第 6 章 会計

第 29 条 本会は、正会員及び協力会員の会費、有志の寄付などの収入によって運営される。

第 30 条 会費は、年額 3,500 円とし、寄付は有志額とする。

第 31 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から翌年 12 月 31 日までとする。また、会費の納入月は 1 月とする。納入された会費その他の金品等は、いかなる場合も返却しない。

第 7 章 会計監査

第 32 条 会計監査は、本会の諸収支に対して、年 1 回経理内容の提示を要求し監査しなければならない。ただし、役員会が承認した場合には、随時監査することができる。

第 33 条 会計監査は、前条の結果報告を総会において行わなければならない。

第 34 条 会計監査は、本会に 1 年以上在籍した者でなければならない。

第 8 章 慶弔金

第 35 条 本会では、会員の慶弔に際して慶弔金を贈与する。

第 36 条 慶弔金贈与の範囲は、会員の結婚、死亡の際のみとする。

第 37 条 金額は、結婚、死亡ともに一律 5,000 円とする。

第9章 退会・再入会

第38条 退会は本人の自由意志とし、本会本部への申し出によって認められる。

第39条 会員は会費の滞納が半年以上に及ぶ時には、会員の権利を失うものとする。また会員として不適と役員会が判断した時も同様とする。

第40条 退会者の再入会は、退会者の自由意志によるものとする。ただし、再入会を希望する者は、第3章第11条に定める入会の手続きを行わなければならない。

第10章 文書の保存

第41条 本会には、次の書類及び帳簿を備え付けるものとする。その保存期間は、それぞれ下記の通りである。

(1) 会員原簿	保存期間	5ヶ年
(2) 金銭出納簿	同上	5ヶ年
(3) 領収書類	同上	5ヶ年
(4) 本会宛の書簡類	同上	1ヶ年

(附則)

1. この会則は、本会の成立の日（平成29年01月01日）から施行する。

2. 本会の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

(1) 会長	神田憲治
(2) 事務局長	安富秀和
(3) 編集部長	山崎忍
(4) 会計	若杉竜也
(5) ボランティア部長	押切真人
(6) 会計監査	米倉仁
	五反田法行
(7) 正会員	折田聡美
	高木希竜
	橋本剛
	佐野貴大
	黒木隆章
	加嶋靖彦

平成28年12月28日
九州頸髄損傷者連絡会
大分県別府市千代町13-14
ユニバーサルマンション2階
理事長 神田憲治